

# 筆界特定制度について



## ◆手続き

対象となる土地の所在地を管轄する地方方法務局の筆界特定登記官に筆界特定の申請をすることになります。(支局または出張所に提出することもできます。)

この申請には次のような書類が必要です。

① 筆界特定申請書

② 対象土地の筆界に関する意見書

面(3部作成)

③ 対象土地の筆界に関する資料(書面の場合は3部作成)

面の場合は3部作成)

④ 申請の資格・権限のあることを証する書面

また、申請は争いのある双方いつしよでも片方からでもできますが、申請できる人は、その土地の所有者として登記されている人またはその相続人等です。申請してから筆界特定書が交付されるまでの期間は、おおむね6か月程度が目安とされています。

◆特定されたら  
筆界特定登記官が筆界を特定したら、その内容は筆界特定書として申請人に交付され、隣との筆界がどこなのか正確な図面とともに示されます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。

なお、筆界特定の内容に納得いかない場合は、境界確定訴訟を提起できます。

この場合は、境界確定訴訟を提起できます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。

## ◆特定されたら

筆界特定登記官が筆界を特定したら、その内容は筆界特定書として申請人に交付され、隣との筆界がどこなのか正確な図面とともに示されます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。

## 【相談内容】

隣の家と土地の境界でもめています。裁判をすれば時間も金もかかるし、隣どうしの今後のつきあいのことを考えれば、できるなら裁判はしたくありません。何か良い解決方法はないでしょうか。

できそうです。今回は、筆界特定制度をご紹介します。

「筆界」とは余り聞き慣れた言葉ではありませんが、土地は、1筆、2筆と數えます。筆界をわかりやすく言えば、登記された土地と隣接する土地のことです、基本的に境界と同じですが、境界と異なり話し合いで変更することはできません。

境界に争いがある場合、境界を法的に確定させるには、裁判(境界確定訴訟)しかありませんが、訴訟には相当の日時と労力・費用を要し、何よりも隣との関係を悪化させるという懸念があり、なかなか踏み切れないのが実情です。

そこで、平成17年4月、不動産登記法の改正で「筆界特定制度」が導入され、平成18年1月から運用が開始されました。

この制度は、土地所有者等の申請に基づいて、法務局の筆界特定登記官が申請資料、さまざまな調査、申請人からの意見聴取さらに弁護士など外部の専門家の意見等を踏まえて、筆界を特定する制度です。

筆界特定制度は、境界を法的に確定させるものではありませんが、専門家が関与することで適正かつ迅速に境界紛争を解決する有効な手段として期待されました。

この制度は、土地所有者等の申請に基づいて、法務局の筆界特定登記官が申請資料、さまざまな調査、申請人からの意見聴取さらに弁護士など外部の専門家の意見等を踏まえて、筆界を特定する制度です。

筆界特定登記官は、その意見を踏まえ、筆界に関する意見を法務局の筆界特定登記官へ提出します。

筆界特定登記官は、その意見を踏まえ、筆界を特定します。

## ◆特定の方法

筆界調査委員という外部の専門家(弁護士、土地家屋調査士など)が、これを補助する法務局の職員とともに、現地調査や測量などのさまざまな調査や申請人等からの意見聴取を行い、筆界に特定する制度です。

筆界特定登記官は、その意見を踏まえ、筆界に関する意見を法務局の筆界特定登記官へ提出します。

筆界特定登記官は、その意見を踏まえ、筆界を特定します。

## ◆費用

筆界特定に必要な費用としては、申請手数料と測量をした場合の測量費用の実費負担です。申請手数料は、対象土地の価額によつて決まります。たとえば、対象土地(2筆)の評価額が4,000万円の場合、申請手数料は8,000円になります。測量費用は、土地の面積や形状により異なりますが、実費相当額です。

## ◆利用実績

制度の運用が開始された平成18年1月から平成19年3月31日までの利用実績は次表のとおりです。

区分	申請		処理		未処理	
	申請書件数	件数	申請書件数	件数	申請書件数	件数
鹿児島	51	80	11	14	16	25
全国	2,135	3,427	473	574	370	534
					1,292	2,319

◆相談窓口  
鹿児島地方法務局 不動産登記部門  
鹿児島市鴨池新町1番2号  
099-259-0682



# 認知症の早期発見と対応

## はじめに

「最近、本の件で電話してきた人、えーと、何と言う人だったかなあー?」「はい、何とか言う人でしたねえー」「えーと!えーと!」「ほらほら、何とかさんよ」「えーと、えーと」皆さんは、ご夫婦でこんな会話をされたことはありませんか。私たち夫婦はショッキングです。顔も思い出しており、今まで名前が出掛かっているのです、どうしても出てきません。ただ、「あの人」、「あの人」を繰り返しています。

この制度は、土地所有者等の申請に基づいて、法務局の筆界特定登記官が申請資料、さまざまな調査、申請人からの意見聴取さらに弁護士など外部の専門家の意見等を踏まえて、筆界を特定する制度です。

筆界特定登記官は、その意見を踏まえ、筆界に関する意見を法務局の筆界特定登記官へ提出します。

筆界特定登記官は、その意見を踏まえ、筆界を特定します。

## 記憶低下と認知症

人は年齢を重ねるにつれて、記憶力が衰退してきます。特に新しい記憶が怪しくなるものです。小学生の孫たちとトランプの「神経衰弱」でもするところが悪化します。これは、年齢相応の記憶障害とです。人によって若干差はあるでしょうが、高齢になると程度の差はあれ避け得ないものです。これを良性の老年性記憶障害と呼び、50歳以上の人で、部分的な記憶低下で非進行性であり、また忘れたことを自覚しています。

一方、認知症による物忘れは悪性健忘とも言います。昨日の晩ご飯のおかずが何何だったかと問われると、すぐには思い出せないことがあります。それでも食べたことを思い出せないことがあります。それでも食べたことを思い出せない、あるいはすっかり忘れていました。

もちろん、認知障害があるわけですか

も、話を内容が理解できないし、新しいことを覚えるのは全くの苦手となります。買物に出かけたとき、行きはいつものなれど道を回つていけばよいかが分からなくなり、お互いにお世話をすると言われています。お年寄りの機会が多くなりますので、しっかりと勉強しておきましょう。

た人が手術で良くなられた方を経験している。治療に関しては、薬やワクチン療法など懸念に研究が行われていますが、まだ十分なものはないようです。しばらくは症状を抑えたり悪化を遅らせたりすることはできますが、治療することはないようです。

したがって、周りの人々の対応のあり方や言葉遣いは注意してください。老人は何でも機敏に出来ません。その人のペースやレベルに合わせてください。分かり易い言葉でゆっくりとひとつづつお願いします。また、失敗した場合その理由を話して説得しても意味がありません。老人がなまじょう。なじみの人間関係を作るというほどと納得してくれるよう仕向けていくべきです。なじみの大変です。他人でもやさしくしていられるほど自分の娘だと思いこんで何でもよく聞いてくれるようになります。これからは、ますます高齢社会になり、認知症の人が多くなる機会が多くなります。

お年寄りの機会が多くなりますので、しっかりと勉強しておきましょう。

## 対応のポイント

た人が手術で良くなられた方を経験している。治療に関しては、薬やワクチン療法など懸念に研究が行われていますが、まだ十分なものはないようです。しばらくは症状を抑えたり悪化を遅らせたりすることはできますが、治療することはないようです。

したがって、周りの人々の対応のあり方や言葉遣いは注意してください。老人は何でも機敏に出来ません。その人のペースやレベルに合わせてください。分かり易い言葉でゆっくりとひとつづつお願いします。また、失敗した場合その理由を話して説得しても意味がありません。老人がなまじょう。なじみの人間関係を作るというほどと納得してくれるよう仕向けていくべきです。なじみの大変です。他人でもやさしくしていられるほど自分の娘だと思いこんで何でもよく聞いてくれるようになります。これからは、ますます高齢社会になり、認知症の人が多くなる機会が多くなります。

お年寄りの機会が多くなりますので、しっかりと勉強しておきましょう。

## 認知症の特徴

認知症というのは脳血管障害(脳出血、脳梗塞など)のため脳細胞が壊死に陥った結果で見ると、びまん性老人斑とかアルツハイマー原纖維といいうような組織変化が起こっています。しかも、知能はいつたん正常に発達し、日常の生活は普通にできていた人が、物忘れや認知機能が低下した場合です。その他にも多くの原因が言られていますので、しつかりした診断が必要です。診断には問診やいろいろなテストがあります。CTやMRIなどの検査を参考にします。また、せん妄といつて、意識レベルが低下したために認知症と間違ふような行動を取る人がいますが、これは認知症とは言いません。認知症の人の意識は明瞭です。

中には、治療可能な認知症というのがあります。私も、慢性硬膜下血腫という病気のために、しばらくは認知症の状態にありました。

筆界特定登記官が筆界を特定したら、その内容は筆界特定書として申請人に交付され、隣との筆界がどこなのか正確な図面とともに示されます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。

なお、筆界特定の内容に納得いかない場合は、境界確定訴訟を提起できます。

この場合は、境界確定訴訟を提起できます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。

筆界特定登記官が筆界を特定いたら、その内容は筆界特定書として申請人に交付され、隣との筆界がどこなのか正確な図面とともに示されます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。

なお、筆界特定の内容に納得いかない場合は、境界確定訴訟を提起できます。

この場合は、境界確定訴訟を提起できます。また、その土地の登記事項として、筆界特定されたことが記録されます。